一般社団法人 日本作業療法士協会

生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程

2020 年 11 月 28 日
2022 年 8 月 29 日

（趣旨）
第 1 条　本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

（目的）
第 2 条　本規程は、作業療法士学校養成施設を対象に、講義・演習および臨床実習における生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）教育を普及・啓発・推進するため、本会が一定の基準を設けて MTDLP 教育に寄与できる作業療法士学校養成施設の審査･認定を行うことを目的とする。

（認定の区分および認定の種類）
第 3 条　本会が MTDLP 教育に寄与できる作業療法士学校養成施設として認定する区分は「MTDLP 推進協力校」と「MTDLP 推進協力強化校」の 2 種類とし、各区分において新規認定、更新認定、変更認定を行う。

（定義）
第 4 条　本規程において「MTDLP 推進協力校」とは、MTDLP 教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLP に関する学内教育および臨床実習に積極的に取り組んでいると本会が認定し、第 7 条に定める認定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。
2　本規程において「MTDLP 推進協力強化校」とは、MTDLP 教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLP に関する学内教育および臨床実習に積極的に取り組んでおり、且つ、MTDLP 教育の特筆すべき取り組みがあると本会が認定し､第 7 条に定める認定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。
3　本規程において「更新」とは、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校の認定が継続することをいう。
4　本規程において「変更」とは、MTDLP 推進協力校から同強化校へ、あるいは MTDLP 推進協力強化校から同協力校へ認定が移行することをいう。

（本会の役割）

第 5 条　本会は、MTDLP 教育を担う作業療法士学校養成施設の組織的な指導体制の構築と教員および臨床実習指導者の知識や技術を高めるための支援を積極的に行う。
2　本制度の整備・改定に関する必要な検討は、教育部がこれを行う。
3　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

（本制度の整備・改定）
第 6 条　本制度の整備・改定は、教育部が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。
2　教育部は、本制度が整備・改定されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（認定の要件）
第 7 条　MTDLP 推進協力校認定の要件を、MTDLP 推進協力校認定制度規程細則により定める。
2　MTDLP 推進協力強化校認定の要件を、MTDLP 推進協力校認定制度規程細則により定める。

（認定の手続き）
第 8 条　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の手続きは、認定を希望する作業療法士学校養成施設の代表者が、申請書類および申請年度の MTDLP 教育内容のシラバスを本会事務局に送付することによって始まる。
2　書類審査は、教育部教育関連審査委員会内に設ける MTDLP 推進協力校認定班がこれを行う。
3　認定は、MTDLP 推進協力校認定班の審査結果に基づき、本会がそれを承認する。
4　本会は、認定を受けた作業療法士学校養成施設に認定証を交付する。

（更新認定の手続き）
第 9 条　更新認定を希望する MTDLP 推進協力校または MTDLP 推進協力強化校は、認定されている有効期間内に、該当する申請書を用いて更新手続きを行うものとする。

（変更認定の手続き）
第 10 条　変更認定を希望する MTDLP 推進協力校または MTDLP 推進協力強化校は、認定されている有効期間内に、該当する申請書を用いて変更手続きを行うものとする。

（有効期間）
第 11 条　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の有効期間は、審査のあ

った月の 1 日からの 4 年間とし、承認日は理事会開催日とする。
2　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、有効期間内に認定更新審査を受けることとする。
3　申請要件に変更が生じた MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、速やかに認定更新審査あるいは認定変更審査を受けなければならない。

（認定の取り消し）
第 12 条　本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す場合がある。

（1）MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が認定の取り消しを本会に申し出たとき。
（2）申請書類に虚偽があったとき。
（3）本会理事会において、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校と認定を受けている作業療法士学校養成施設として適格でないと判断されたとき。
（4）MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が有効期間中に認定要件を満たすことができなかったとき。

（情報公開）
第 13 条　本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校として認定された作業療法士学校養成施設名等を公開する。
2　公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

（MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校表示の許可）
第 14 条　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、当該作業療法士学校養成施設のホームページやパンフレット等にその旨を記載することができる。ただし誇大広告とならないよう細心の注意を払うこととする。

（MTDLP 推進協力校連絡会）
第 15 条　MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校間の情報交換を促進するため、本会教育部養成教育委員会 MTDLP 教育推進班が事務局となり、MTDLP 推進協力校連絡会を開催する。開催頻度、協議および情報交換の内容などは MTDLP 推進協力校連絡会での検討によって決定する。

（規程の変更）
第 16 条　この規程の変更を必要とする場合は、教育部が起案し、理事会の決議を経て定め

るものとする。

附則

1　この規程は、2020 年 11 月 28 日から施行する。

2　この規程は、2022 年 8 月 29 日から一部改定により施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会

生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程細則

2020 年 11 月 28 日
2022 年 8 月 29 日
2026 年 8 月 22 日

（目的）

第 1 条　本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

（認定要件）

第 2 条　生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

（1）WFOT 認定校であることが望ましい。

（2）専任教員が 6 名以上在籍し、全員が日本作業療法士協会および各都道府県作業療法士会の会員であること。

（3）MTDLP 概論・模擬事例演習を実施していること。

（4）臨床実習（4 週間以上の臨床実習）で MTDLP の利用を推進していること。

（5）上記の⑶を担当する専任教員が MTDLP 研修を履修していること。

2　MTDLP 推進協力強化校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

（1）MTDLP 推進協力校の認定要件をすべて満たしていること。

（2）自校の養成教育課程の中で MTDLP 教育推進に関し、次のイ～ホのいずれかに該当するモデル的な取り組みを行っており且つその内容や成果を他の作業療法士学校養成施設へ伝えるべく学会等で発表していること。

イ　MTDLP に基づく臨床実習を当該学校養成施設の実習方針に掲げて実施している

ロ　地域貢献や地域連携を取り入れた授業を行っている

ハ　MTDLP の考え方を学生に伝えるために授業を工夫している

ニ　MTDLP 教育の効果に関する調査研究を行っている

ホ　その他 MTDLP 教育推進に資する特筆すべき取り組みを行っている

（MTDLP 推進協力校申請手続き）

第 3 条　MTDLP 推進協力校認定の新規申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力校認定申請書（別記第 1 号様式を使用し、様式内の”新規申

請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意だが、MTDLP に関連する科目名あるいは講義名・演習名を明確に示す）

2　MTDLP 推進協力校認定の更新申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は有効期間内に以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力校認定申請書（別記第 1 号様式を使用し、様式内の”更新申請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意）

3　MTDLP 推進協力強化校から同協力校認定へ変更申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は有効期間内に以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力校認定申請書（別記第 1 号様式を使用し、様式内の”変更申請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意）

（MTDLP 推進協力強化校申請手続き）

第 4 条　MTDLP 推進協力強化校認定の新規申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力強化校認定申請書（別記第 2 号様式を使用し、様式内の”新規申請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意だが、MTDLP に関連する科目名あるいは講義名・演習名を明確に示す）

2　MTDLP 推進協力強化校認定の更新申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は有効期間内に以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力強化校認定申請書（別記第 2 号様式を使用し、様式内の”更新申請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意）

3　MTDLP 推進協力校から同強化校認定へ変更申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は有効期間内に以下の書類を本会に提出する。

（1）MTDLP 推進協力強化校認定申請書（別記第 2 号様式を使用し、様式内の”変更申請”にチェックする）

（2）申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意）

（移行措置）

第 5 条　本制度規程および細則施行以前に MTDLP 推進協力校であった作業療法士学校養成施設が本制度に移行する際の手続きは次の各号による。

（1）2020 年度以前にすでに MTDLP 推進協力校 B 又は C として更新手続き済み

の作業療法士学校養成施設は、MTDLP 推進協力校として自動移行し、本会が当該作業療法士学校養成施設にその旨を連絡する。

(2) 2020 年度以前にすでに MTDLP 推進協力校 A として更新手続き済みの作業療法士学校養成施設は、MTDLP 推進協力強化校として自動移行し、本会が当該作業療法士学校養成施設にその旨を連絡する。

(3) 2020 年度の更新手続きが未実施の作業療法士学校養成施設には、本会が当該作業療法士学校養成施設に更新申請手続きについて説明し、移行を促す。この場合、新しい更新申請書を用いる。

（細則の変更）

第 6 条　この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1　この細則は、2020 年 11 月 28 日から施行する。

2　この細則は、2022 年 8 月 29 日から一部改定により施行する。

3　この細則は、2026 年 8 月 22 日から一部改定により施行する。

別記第 1 号様式　MTDLP 推進協力校認定申請書

別記第 2 号様式　MTDLP 推進協力強化校認定申請書

協力校　いずれか該当するものにチェックする

□ 新規申請　□ 更新申請　□ 変更申請

別記第 1 号様式

申請日　　年　月　日

（一社）日本作業療法士協会会長　様

生活行為向上マネジメント推進協力校認定申請書

養成校名
学科（専攻）長　　印
申請書作成者
連絡先電話番号
連絡先E-Mail

本校は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校認定制度規程に基づき、MTDLP推進協力校としての認定を申請します。

WFOT認定校で（ある・ない）

WFOT認定日	年　月

以下は必須要件です。状況をご記載ください。

1. 専任教員6名以上在籍・全員が日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会の会員であること

【教員構成】

会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名

2. MTDLP 概論・模擬事例演習を実施していること

※MTDLP教育内容は、MTDLP概論・模擬事例演習内容に準拠したものとする。科目名や時間数は任意だが、どの講義・演習がMTDLP教育に該当するかは明確にすること（シラバス等を別途添付すること）。

	講座名	コマ数	会員番号	担当責任教員氏名
概論				
演習				

3. 臨床実習（4週間以上の臨床実習）でMTDLP利用を推進していること　□

①、②のいずれかを満たすこと

臨床実習でMTDLP利用を推進しているか	実施に☑
①一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した。	□
②昨年度の臨床実習予定施設のうち50%以上の施設に対し、学生がMTDLPを活用できるよう臨床実習指導者へ働きかけている。	□

4. 専任教員がMTDLP研修を履修していること

①、②を満たすこと

①基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当すること

②基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者（または指導者）が1名以上在籍していること

会員番号	氏名	修了状況	会員番号	氏名	修了状況
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者

強化校　いずれか該当するものにチェックする

□ 新規申請　□ 更新申請　□ 変更申請

別記第 2 号様式

申請日　　年　月　日

（一社）日本作業療法士協会会長　様

生活行為向上マネジメント推進協力強化校認定申請書

養成校名
学科（専攻）長　　印
申請書作成者
連絡先電話番号
連絡先E-Mail

本校は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校認定制度規程に基づき、MTDLP推進協力強化校としての認定を申請します。

WFOT認定校で（ある・ない）

WFOT認定日	年　月

以下は必須要件です。状況をご記載ください。

1. 専任教員6名以上在籍・全員が日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会の会員であること

【教員構成】

会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名

2. MTDLP 概論・模擬事例演習を実施していること

※MTDLP教育内容は、MTDLP概論・模擬事例演習内容に準拠したものとする。科目名や時間数は任意だが、どの講義・演習がMTDLP教育に該当するかは明確にすること（シラバス等を別途添付すること）。

	講座名	コマ数	会員番号	担当責任教員氏名
概論				
演習				

3. 臨床実習（4週間以上の臨床実習）でMTDLP利用を推進していること　□

①、②のいずれかを満たすこと

臨床実習でMTDLP利用を推進しているか	実施に☑
①一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した。	□
②昨年度の臨床実習予定施設のうち50%以上の施設に対し、学生がMTDLPを活用できるよう臨床実習指導者へ働きかけている。	□

4. 専任教員がMTDLP研修を履修していること

①、②を満たすこと

①基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当すること

②基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者（または指導者）が1名以上在籍していること

会員番号	氏名	修了状況	会員番号	氏名	修了状況
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者

5. 特筆すべき内容のMTDLP教育を行っており、その内容や成果を他養成校へ伝えることができる。

特筆すべき教育の成果や教育内容を以下に記入する（別紙添付でも可）。